

令和3年第5回農業委員会総会議事録

令和3年5月14日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二		
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 1人

13番 伊達 修史

議事	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

報告事項
法務局照会について
完了届について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	土屋 文孝
	参事	三村 真司
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事	<p>委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席は27名で欠席の委員は13番伊達委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。この度農水省より、荒廃農地を再生利用して営農型太陽光発電を行う場合、一時転用の許可基準となる収量要件を撤廃する通知が出されました。また、農地が適正かつ効率的に利用されているか否か農業委員会が利用状況調査しておりますが、当該農地が遊休化している場合は、指導・対応を強化すること。そして、再生利用が困難な農地の非農地判断の迅速化を図るようですが、農業委員、農地利用最適化推進委員が3人以上で調査を実施し再生利用困難と判断した場合は、直ちに農地台帳の現況地目を変更する。このことについて、また詳細については事務局から説明があるのでよろしくお願いたします。それでは、本日もよろしくお願いたします。</p>
三村参事	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は9番藤本委員に先導をお願いいたします。</p>
藤本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
三村参事	<p>ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番赤井委員、5番小川委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>今回の議案についてでございますが、第3条の申請が6件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を4月28日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は田3筆、畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は牧草、野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、第1号でございます。譲受人は経営農地をすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また、農作業に従事する者の状況等から</p>

みて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の全ての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、農作業に従事する労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、親族間で贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番

山田委員

15番山田でございます。5月6日現地確認を、宮本委員、後藤推進委員としました。場所は大佐グラウンドの県道三叉路の踏切を渡り、600m先き小阪部川の川向に●●●●がありその右側に4筆あります。問題ないと思います。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第24号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を4月28日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買によ

る所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名で、価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、近隣農家間で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の全ての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、農作業に従事する労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣農家へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。

神山委員

10番神山です。5月13日藤本委員、妹尾推進委員と現地確認しております。場所は、北房井倉哲西線180号の国道から草間台地の方へ約1キロ上った所です。周辺に譲受人の畑もありその隣接なので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第24号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を4月28日に行っております。場所は、大佐永富、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕

作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の全ての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、農作業に従事する労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、親族間で贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。3番。

宮本委員

3番宮本です。5月6日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。旧道新見勝山線に●●があり、ここから川を下って大佐中学校の方に100m行った所です。親族間であり問題ないです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。

仲田委員

1番仲田です。台帳地目、現況地目両方とも田ですが、作付け作物が水稻・野菜となっておりますが、野菜は何処に植えるのですか。

宮本委員

3筆の内、小面積の田で野菜を植えます。

会 長

他にご意見、ご質問ございませんか。ないようなので議案第24号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第24号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、現地確認を4月21日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田2筆・持分2分の1でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超え

ておりますので該当はございません。第7号ですが、親族間で贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の全ての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、農作業に従事する労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、親族間で贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。現地確認5月7日奥津(忠)委員、奥津(賢)推進委員の3名で行いました。場所ですが哲西支局の裏右奥に駐車場が有り、そこを西に行くと橋が有り渡ると左手に2筆有ります。実際は3381番1が田2枚になっており、3378番6はその周辺の植えてない田に付随した農地です。兄から弟への贈与であり問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第24号農地法第3条5番と6番は譲受人が同一人物なので合わせて、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次ですが、5番と6番合わせて説明させていただきたいと思います。5番でございますが、現地確認を4月21日に行っております。場所は、哲西町畑木、現況地目は田6筆、畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は3名で、価格は記載のとおりでございます。また、6番でございますが、現地確認を4月21日に行っております。場所は、哲西町畑木、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事

者は3名で、価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は経営農地をすべて耕作しています。十分な農機具を保有してはおりませんが、今回取得予定の土地は、作業委託等行い営農する予定です。このことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、市内の耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、市内の耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。17番。

奥津(忠)委員

17番奥津です。確認日5月7日、三上委員、奥津(賢)推進委員、私と事務局竹村さん、小林さん、又、本人と支局で行いました。場所は哲西中学校から東城方面に182号を500m行き踏切を渡り10m斜めに行き20m先に6番があります。300m行き高速道路下を通り左手に1筆あり、そこから20m先に●●宅がありその周辺に6筆ありました。本人の話では、農地は委託に出し地域の人と話し合いながら協力したいと言われておりますので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号5番と6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお

	願います。
小林主査	<p>第5条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を4月21日に行っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由は、家族が増え、手狭になったことから、自宅を新築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は、許可日から12月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建設費は記載のとおりで、借入れによるものです。以上です。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。
眞壁委員	12番眞壁です。5月10日に泉推進委員と調査しました。場所は市道●●バス停から西に50m先、申請人宅の前にあります。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	(よろしい。)
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>

竹村局長	<p>今回、新規の貸し付けが8件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番、千屋実、田2筆、4年9ヶ月の賃貸借、2番が、大佐田治部、田1筆、4年9ヶ月の使用貸借、3番が、神郷高瀬、田5筆、5年の使用貸借、4番が哲多町大野、田4筆、9年11ヶ月の賃貸借、5番が、哲多町宮河内、田2筆、1年11ヶ月の使用貸借、6番が、哲西町八鳥、田2筆、5年の賃貸借、7番が、哲西町大野部、田3筆3年9ヶ月の使用貸借、8番が、哲西町大野部、田2筆、9年11ヶ月の使用貸借です。なお、1・2・7番（3件）については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次1番からお願いします。推進委員2番。</p>
真壁(正)委員	<p>推進委員2番真壁です。5月8日に小田委員さんと現地確認しました。場所は千屋神戸上線花見山スキー場へ上がる道の国道との三叉路を左へ100m上がった所の右下にあります。もう一筆は、千屋小学校から南へ300m下ったバス停から高梁川を渡り300m先にあります。状態で管理されていました。耕作者は新規になっておりますが5年ぐらい耕作されている方です。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>続いて、推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。確認は5月6日に行いました。場所は、県道新見勝山線、田治部小学校から勝山方面の県道沿いに●●●がありその上にあります。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>続いて3番お願いします。推進委員8番。</p>
信谷委員	<p>推進委員8番信谷です。5月8日に仲田委員、大原委員、私と3名で確認しました。場所は、神郷、高瀬に●●地区がありそこに県道新見多里線が走っており●●コミュニティハウス、市営バス車庫から100m西に行ったところ鳥取県境まで300m地点と県道を挟んで両側にありました。問題ないと思います。尚、●●●と●●●の2筆は、次の利用権設定中途解約で出ますので、その時に説明します。以上です。</p>
会 長	<p>続いて4番お願いします。推進委員9番。</p>

逸見(則)委員	<p>推進委員 9 番逸見です。現地確認を 5 月 8 日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私で行いました。場所は本郷小学校から県道哲多哲西線を 5 キロ上がり頂上付近を右に 1 キロ先、●●●集落があり一番奥の住宅前です。この方は新規就農者で空き家を借りて今年からリンドウ栽培されます。農地に問題はありません。</p> <p>続いて 5 番、現地確認を同日同人員で行いました。場所は正田トンネルを哲多方面に抜けて 1 キロ先に信号があり宮河内入口付近に生コンの会社がありその道を挟んだ向側にあります。問題ありません。以上です。</p>
会 長	<p>続いて 6, 7, 8 番お願いします。推進委員 10 番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員 10 番奥津です。6 番、7 番、8 番を 5 月 7 日、三上委員、奥津(忠)委員、私と 3 名で確認しました。6 番ですが、182 号線を東城方面に走り北房井倉哲西線分かれ道の手前左手に●●団地がありそれを挟んで 200 m 左手に 2 筆ありました。1 筆に関しては、一部原野化していました。7 番、北房井倉哲西線から県道大野部東城線方面に下り●●●がありそこから 200 m 先左側に 3 筆あります。8 番、そのまま県道大野部東城線を 2 キロ下り左手に神社に入る道があります。そこから 300 m 先右手にありました。いずれの圃場も管理されています。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 26 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>再設定が 11 件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。それではここで15分まで休憩といたします。

～ 休憩 ～

会 長

時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

今回7件ございました。1番の場所は哲西町矢田、確認を4月2日に行いました。登記地目は田、現況地目は宅地という申請で、時期不詳ですが、以前から建物を建て宅地として利用しているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番から5番までは同じ所有者からの申請で、場所は哲多町宮河内、確認を4月9日に行いました。登記地目は田と畑、現況地目は原野と山林という申請で、内容は長年にわたり耕作されず、原野または山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。6番の場所は哲多町大野、確認を4月9日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野という申請で、内容は長年にわたり耕作されず、原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。7番の場所は哲多町宮河内、確認を4月9日に行いました。登記地目は田、現況地目は雑種地、または原野という申請で、内容は長年にわたり耕作されず、その結果雑種地、一筆が原野であるというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。6番。

三上委員	6番三上です。5月7日に両奥津委員、私と3名で確認しました。場所は国道182号線を東城方面へ向かい哲西中学校を右上に見える500m手前左手に●●●へ上がる道の角にマンションがありその向側隣に田と家がありその間の一部が時期不詳ですが宅地、非農地となっていました。以上です。
会 長	続いて11番、関係を全部お願いします。
宮脇委員	11番宮脇です。所有者が同じなので2番から5番まで合わせてします。確認は4月6日井藤委員、小川委員、逸見(則)推進委員、私で行いました。場所ですが新見川上線、正田トンネルを抜け●●●に上がる信号を右に入り1キロ先、右手に●●●センターがありそれを少し過ぎ右に入ります。●●●集落を過ぎ●●●の下を通り1キロ先にありました。所有者の以前の住居と農地でしたが今は転居されて空家です。山に囲まれたくぼ地に住居とその前に農地も有りましたが現在は現況のように2番から5番まで同じ場所で小規模な農地ですが山林、原野になっています。山林は植林され十数年過ぎた杉の木に見受けられます。その中に、点々と原野になっています。7番ですが、4月11日に井藤委員、小川委員、逸見(則)推進委員、私で確認しました。場所は、新見川上線●●橋渡り正田トンネルに入る手前の旧道に入り川向うの●●●の前を上った先に●●集落があります。その集落の中にあります。現況のように雑種地、原野となっております。以上です。
会 長	次に6番お願いします。5番。
小川委員	5番小川です。4月11日逸見(則)推進委員、宮脇委員、井藤委員、私と4名で現地確認しました。場所は、県道下神代哲多線●●●がある哲多町大野地区から田淵へ抜ける道の途中、市道1キロ入った所にありました。長らく耕作されておらず、一部竹が繁殖して原野でした。以上です。
会 長	続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	完了届が5件出ています。1番が、新見地内農地法第4条による太陽光発電設備設置への転用。2番が、石蟹地内農地法第5条による露天駐車場への転用。3番が、土橋地内農地改良届による嵩上げ。4番が、豊永佐伏地内農地法第4条による墓地への転用。5番が、神郷下神代地内農地法第5条による宅地への転用。以上です。

会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。5月13日に現地確認しております。太陽光発電設備が完成しておりました。
会 長	続いて、推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。確認を5月3日にしました。完成して駐車場になっておりました。
会 長	3番、お願いします。9番。
藤本委員	9番藤本です。確認を5月3日にしました。計画通り完成していました。以上です。
会 長	続いて、14番。
藤川委員	14番藤川です。5月3日に現地確認しました。墓地ができていました。
会 長	続いて、1番。
仲田委員	1番仲田です。5月8日に大原委員、信谷推進委員と現地確認しました。完成しておりました。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	利用権設定の中途解約が4件出ています。1番が、神郷高瀬田2筆耕作者を変更するため。2番が、哲多町大野3筆耕作者を変更するため。3番と4番が、3条で出てきた●●さんの哲西町畑木田6筆、哲西町畑木田2筆売買のためです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。先ほどの18条1項の3番で説明した関連です。以前は同じ地区内の方が耕作されていましたが体調が悪く出来なく

	なり貸付人の娘さんのお婿さんが管理されていましたが今年から別の方が水稲されます。問題ないと思います。
会 長	続いて、推進委員 9 番。
逸見(則)委員	推進委員 9 番逸見です。記載の通り解約を合意しました。後の耕作は未定です。以上です。
会 長	続いて、推進委員 10 番。3 番、4 番をお願いします。
奥津(賢)委員	推進委員 10 番奥津です。議案第 24 号 5 番及び 6 番で奥津委員から説明がありましたとおりに売買のためです。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小林主査	この後、農地部会を開催させていただきます。農地部会の方は、隣の隣 1 A の部屋へお集まりください。農地パトロール出発式の協議をしたいと思います。
会 長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
小林主査	連絡事項ですが、現在農業委員会から皆様に電話をかけさせて頂いた際に着信が本来であれば農業委員会の番号が正しいのですが、機械の不具合によりまして議会事務局の電話番号が誤って表記される場合が発生しています。毎回ではないのですが、誤り表記が続いていますので、着信履歴を見られまして議会事務局に覚えがない場合は農業委員会へ連絡して頂ければと思います。解決が未定なのでしばらくの間、気を付けて頂ければと思います。
竹村局長	続いて、お手元に後藤委員からの質問事項を配布させていただいております。先月、後藤委員さんから質問された利用権設定されているところで貸主様が亡くなられ、借主の方は引き続き耕作したいけれど相続人の御子さん二人は相続放棄したいということで、借主の方は耕作の継続を希望しているが、どうすればいいのかと、ご質問がありました。親族の方は、荒廃して集落に迷惑をかけてはいけけないので、引き続き耕作してもらうことを希望しており、耕作者の方も継続を希望しているのでどのようにしたらよいか質問でしたが、利用権設定は持主の方貸付の方が亡くなっても契約は期間終了まで継続します。使用権は相続の方に自

	<p>動的に移りますので、相続人の方と耕作者の方との契約となります。借主の方が、もし3条でこの農地を譲り受けてよいと言われるようであれば、息子さんのどちらかが相続の手続きを行った上で、3条の手続きを行ったらよいのではないかと考えました。また、息子さん2人が相続放棄をした場合には、相続権を他の親族、亡くなった方の兄弟姉妹に権利が移りますので、その方との契約となります。全員相続放棄をする場合は「相続財産管理人」の選任申し立てを行うこととなりますが、これは、手続きが全部終わるのが1年ぐらにかかるとは思いますが、その間に金額もかなり裁判所に納める必要が有るようで大変です。以上が回答です。よろしいでしょうか。</p>
後藤委員	<p>両親が亡くなり、2人しかいない。他に親族がいないのでどうすればよいのですか。借主は、購入するつもりはなく借りて耕作したいと希望している。</p>
会長	<p>利用権設定の期間がまだあるので終了するまで借主は耕作して様子見とする。</p>
竹村局長	<p>もう1件、新聞のコピーを配布しています営農型太陽光発電施設の設置、荒廃農地などの転用規制この3月31日に通知が出ました。見直しをするということで営農型ソーラーシェアリングの発電設備については、今までは下部の農地における単収、同じ年の地域の平均単収と比較して概ね2割以上減少しないことと条件がありました。これが緩和されました。但し、これはもとの農地が荒廃農地であった場合は緩和されませんが、もとの農地は荒廃農地でなかったら引続き2割の減収は認めないということです。今まで申請して下さった分は、引続き同じ要件で毎年報告を出していただくようになります。それから、農用地区域からの除外などで、今までは3つの条件、①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、耕作の見込みなしの3条件が必要だったのですが、今回の見直しで③の耕作の見込みなしのみ満たせば、転用が可能となります。この後、農地部会でも協議をしようと思っておりますが、このように見直しの通知がされていることを、お知らせしました。よろしくお願ひします。</p>
三村参事	<p>それでは次回の総会ですが6月10日(木)午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっておりますがよろしいでしょうか。また7月は16日(金)午前9時30分からでいかがでしょうか。</p>
会長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>

仲田委員

(意見、質問なし)

ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。

本日は、ご苦勞様でした。農地部会の方は、この後部会を開きますので引続き、よろしくお願ひします。

(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 50 分)